

同時発表：中部地方整備局

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災



流域治水

令和7年3月31日

水管理・国土保全局治水課

大臣官房参事官（上下水道技術）

菊川水系黒沢川を「特定都市河川」に指定 ～法改正後、直轄管理河川では静岡県内初～

国土交通省では、流域治水の本格的な実践に向けて、流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項等に基づき、令和7年3月31日、菊川水系黒沢川の1河川（静岡県）を、特定都市河川に指定します。

- 今後、黒沢川流域では、国・県・市等からなる流域水害対策協議会を組織し、浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。
- また、指定日である令和7年3月31日から、流域内において一定規模以上の宅地にする行為等については、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- 国土交通省では、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大していくこととしており、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ってまいります。

(添付資料)

別 紙 「流域治水」の本格的な実践に向けた「菊川水系黒沢川」の特定都市河川への指定
参 考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

【問合せ先】

- 河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課

課長補佐 富本 和也（内線 35-582）、係長 野中 航太（内線 35-684）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455

- 下水道に関するこ

水管理・国土保全局 大臣官房参事官（上下水道技術）

課長補佐 外園 明成（内線 34-324）、係長 長谷川 智明（内線 34-314）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432